

No	4	平成29年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	芝地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度	
所属	芝地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当			
所管課長	芝地区総合支所まちづくり担当課長			
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる			
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる			
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり			

事業概要				
事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されています。無公害、省エネルギー、健康増進にも役立つ乗り物として今後もその利用は増加することが見込まれます。一方、駅周辺に放置された自転車は、歩行者の安全な通行の障害となり、災害時の避難・救助活動の妨げにもなります。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去とともに、自転車利用者のルールの遵守とそれに伴うマナーの向上により、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。			
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CC以下） 自転車等利用者			
事業の概要	支所管内の放置自転車対策業務 ・ 暫定自転車等駐車場・置場整備、管理 ・ 陳情等に基づく放置車両への警告札貼付 ・ その他放置自転車対策に付随する業務			
根拠法令	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則			

事業の成果												
指標	指標1	駅前放置台数			指標2	貼付枚数（警告札）			指標3	撤去台数（自転車、原付）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	638	672	94.9%	平成27年度	75,000	76,357	98.2%	平成27年度	3,306	2,626	125.9%
	平成28年度	672	464	144.8%	平成28年度	75,000	62,405	120.2%	平成28年度	2,626	2,135	123.0%
平成29年度	464	—	—	平成29年度	75,000	—	—	平成29年度	2,135	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、全体的な放置台数が減少し、警告札の貼付枚数・撤去台数ともに減少しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,533	1,533	0	0	0	0	-448	0	1,085	745	69%
平成28年度	1,533	1,533	0	0	0	0	0	0	1,533	959	63%
平成29年度	1,533	1,533	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	暫定自転車駐車場運営は、協定先の事業者が負担しているため、コストは発生していません。暫定自転車駐車場の設置や周知にかかる費用を予算要求しているため、コスト削減の余地はありません。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	自転車利用者は増加傾向にあり、地域に放置されている自転車の即日撤去が望まれています。今後も要望は継続されると思われます。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	他自治体(区)でも、放置自転車対策を拡充しています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	行政主導で実施することで、地域住民の理解と協力が得られる事業です。他の自治体(区)でも同様の事業を実施しています。国道・都道を含めて地元区市町村の責務となっています。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	新橋駅周辺の本格施設の開設に伴い、汐留地区への放置禁止区域拡大の計画を進めていく必要があります。また、田町駅西口の放置禁止区域も拡大の必要があると考えています。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	都営地下鉄芝公園駅周辺に自転車が多く放置されている状態が続いているため、対応を早急に考案する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	安全安心な歩行空間が望まれています。放置自転車のないまちづくりは、今後も区民ニーズや要望が見込まれますので、継続する必要があります。
② 効果性	5	本格施設の開設や放置禁止区域の設定、指導員の強化により、効果をあげています。
③ 効率性	4	事業は先見性を持って計画的に実施されています。 事業は特定の対象者に偏っていません。 投入された経費に見合った効果が現れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 					

所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	区民の生活の安定と福祉の増進を図ることは重要であり、区民からの要望も高いことから今後も事業を継続していくことは必要です。
---	--

No 5

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区地域防災力向上	開始年度	昭和 51 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣をします。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

事業の成果												
指標	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	10	10	100.0%	平成27年度	20	21	105.0%	平成27年度	80	74	92.5%
平成28年度	10	10	100.0%	平成28年度	20	31	155.0%	平成28年度	80	81	101.3%	
平成29年度	10	—	—	平成29年度	20	—	—	平成29年度	80	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	防災訓練、出前講座、アドバイザー派遣、防災展等の実施により、区民の防災意識は着実に高まっており、地域の防災力の向上に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	6,189	6,189	0	0	0	0	0	0	6,189	4,662	75%
平成28年度	10,285	10,285	0	0	0	0	342	0	10,627	9,414	89%
平成29年度	6,887	6,887	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度は「芝地区防災マップ」の作成により、当初予算額が大きく増加しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成29年度に5つの防災事業を統合したことにより、各事業ごとに生じていた不用額が減少するため、効率的な予算執行が図れます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	防災に関する区民の意識の高まりを受け、自助から一步進んだ共助の取組みに結び付けられるよう、より積極的な取組みが求められます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも同様の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	災害発生時における地域の自助・共助を推進するため、公益性の大きさから考えても区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	統合
事業の課題	より一層効果的な防災知識の普及・啓発を図るため、事業内容を工夫するなどしたレベルアップが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	避難所の運営を視野に入れた防災訓練の実施、また高層住宅や事業所向けの防災講座の実施など、事業を展開するにあたり、より実践的な内容で取り組むことによって、効果的な防災知識の普及・啓発を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	社会情勢、安心・安全の観点から見ても事業の継続と充実が求められます。
② 効果性	4	着実に防災知識の普及が進んでいると考えられ、地域の防災力の向上につながっています。
③ 効率性	4	事業の実施手段は概ね妥当であり有効性があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> <p>事業の公益性や必要性から今後とも継続するべきです。また事業を展開するなかでも、さらに実情に即した内容で、より効果的な普及・啓発を進める必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 6

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区総合防災訓練	開始年度	平成 18 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要

事業の目的	地域ぐるみの防災対策の促進及び港区地域防災計画の運用の習熟を図ります。
事業の対象	町会・自治会、防災住民組織、事業所等
事業の概要	港区地域防災計画に基づき、区民及び事業者の災害時における自助・共助を推進するため、消防署等の関係機関、防災住民組織などと連携し、実効性のある防災訓練を実施します。 また、総合防災訓練には慈恵看護専門学校や御成門中学校、芝商業高等学校などに協力を依頼しており、それぞれ訓練メニューや運営補助を担当してもらっています。
根拠法令	港区総合防災訓練実施要綱

事業の成果

指標	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	700	703	100.4%	平成27年度				平成27年度			
平成28年度	700	685	97.9%	平成28年度				平成28年度				
平成29年度	800	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	

成果の概要
(指標の説明等)

年度内1回の訓練ですが、毎年継続して実施することにより、区民や事業所等の防災に対する意識・知識が着実に向上しています。また、防災訓練を実施していない団体の受け皿ともなっており、地域防災力の向上に一定程度寄与しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,751	1,751	0	0	0	0	0	0	1,751	1,356	77%
平成28年度	1,611	1,611	0	0	0	0	-62	0	1,549	1,442	93%
平成29年度	1,610	1,610	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	会場の設営費や消耗品の購入が中心であり、コスト削減の余地はあまりありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	自助と共助に関する区民の意識も高まっており、地域ぐるみの防災対策及び区民の防災行動力の向上につながる防災訓練の実施について、今後も需要が見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他自治体でも同様の事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	会員数の減少等の理由から、自主的に防災訓練を実施することが困難な町会・自治会が区主催の防災訓練に参加することにより、地域防災力の向上につながります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	参加者が固定化しており、特に子どもや若年層の参加が少ない状況にあります。より幅広い層に参加してもらうため、訓練メニューや出展ブースの内容に工夫が求められます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	関係機関と連携し、訓練の告知方法や内容を工夫することにより、参加者の増加を図ります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	災害発生時における地域の自助・共助を推進するために区が支援する必要があるため、実施事業について十分に公益性があります。
② 効果性	4	区民や事業所等の防災に対する意識・知識が着実に向上しています。
③ 効率性	4	事業の実施手段は妥当であり、一定の効果があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>目的は従来から変わることはなく、継続的に事業を実施する必要があります。また、新しい内容を取り入れ、より効果的な普及・啓発につながる訓練としていきます。</p>
-------------------------	--

No 7

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区生活安全活動推進事業	開始年度	昭和 62 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施 策 名	⑧ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事業の概要	①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、上限30万(1年度内1回)。 ②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)。 ③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円(新たに設置する場合のみ)。 ④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円(1住戸1回)。 ⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。
根拠法令	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	刑法犯認知件数(芝地区)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4	7	175.0%	平成27年度	25	4	16.0%	平成27年度	1,282	1,260	98.3%
	平成28年度	3	6	200.0%	平成28年度	20	5	25.0%	平成28年度	1,260	1,166	92.5%
平成29年度	7	—	—	平成29年度	10	—	—	平成29年度	1,166	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	一昨年度、昨年度と比較して刑法犯認知件数が減少しているのは、特に共同住宅における防犯対策が進み、助成申請が増加したことが要因の一つと考えられます。一方、住まいの防犯対策助成件数にあまり変化は見られませんが、区助成制度が継続実施され、対策を施している住民の存在に共同住宅の防犯対策が相まって抑止力を生み、地域全体の防犯意識が向上しているためと思われます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	26,725	26,725	0	0	0	0	0	0	17,096	9,461	55%
平成28年度	12,015	12,015	0	0	0	0	411	0	12,426	11,982	96%
平成29年度	14,338	14,338	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防犯カメラ等設置助成事業について、東京都事業では都と区市町村がそれぞれ1/3助成し、地域団体負担が1/3ですが、港区では単独事業3/4を助成しています。地域団体の負担を抑えるためにも区補助金は重要です。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、防犯に対する区民の意識は向上しており、さらに当事業の需要が見込まれます。特に地元町会から、「にぎわい公園づくり基本方針」改正に伴い公園内の防犯カメラ撮影が可能となったため、設置に向けて区へ相談するケースが増えています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	防犯協会や区民等の防犯活動に対する助成は、近隣区(千代田、中央、新宿)では、防犯協会に補助金を交付していますが、区民等の防犯活動への助成はありません。なお文京区では港区と同様の取組を実施しています。そのほか類似事業を実施する近隣区は、③④中央、③④目黒、④渋谷、豊島があり、商店会等が設置する防犯カメラの助成について中央、千代田が実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	安全で安心できるまちづくりを実現するためには、地域団体や住民の協力および活動が不可欠であり、区が地域団体等の支援及び住民の防犯対策の推進を担うのは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「住まいの防犯対策助成」については、補助金交付規則の原則に基づいた事務の流れに改めるとともに、引き続き、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	防犯カメラ等設置助成事業では、平成28年度において合計17台を新設した結果、芝地区管内の設置台数は合計218台(平成28年度末)になりました。今後それに伴う維持管理補助が生じ、財政負担増が予想されます。また共同住宅、住まいの防犯対策助成事業に関しては、更に区民へ周知するため、効果的な方法の検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	「住まいの防犯対策助成」について、従来制限がなかった領収書の日付を、申請日から90日以内という内容に変更しました。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民の犯罪への不安や防犯に対する関心は益々高まっており、今後も安全安心なまちづくりの実現のために本事業を継続していく必要があります。
② 効果性	4	地域の防犯力を高めるためには、警察や行政だけでなく、引き続き関係機関や地域の住民が直接行動することが効果的な手段です。
③ 効率性	4	関係機関や地域住民等が協力して防犯活動を行うことにより、効率的に地域の防犯力を高めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	安全・安心なまちづくりの実現には、行政・警察・関係機関・地域住民が連携して取組むことが重要であり、地域の防犯活動を支援する本事業は非常に重要です。一方、防犯カメラ等の設置補助については、プライバシーの観点や、設置台数が年々増額することによる財政負担も鑑みる必要があります。
-------------------------	--

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No	8	平成29年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	芝地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和	46	年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課土木係				
所 管 課 長	芝地区総合支所まちづくり担当課長				
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる				
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる				
施 策 名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進				

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対して補助金を助成し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を助成します。 ただし、防犯灯には広告物(町会名を除く。)の提示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置、撤去する町会又は自治会に対し補助金を助成します。 補助の対象は、町会又は自治会が設置、撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名を除く。)が掲示または記入されていないものや防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。 補助金の額は工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根 拠 法 令	港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱

事業の成果												
指 標	指標1	補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2	0	0.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	防犯灯の整備により地域の防犯を含め、私道を安心して安全に通行することが可能となり生活環境の向上が図られています。(平成27年度、平成28年度は設置助成の申請なし。)											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	611	611	0	0	0	0	0	0	611	0	0%
平成28年度	678	678	0	0	0	0	-440	0	238	9	4%
平成29年度	728	728	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	麻布地区総合支所協働推進課土木係へ補助金440(千円)流用。事務消耗品一部執行9(千円)。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	防犯灯の規格を統一することにより更新時のコストを平準化しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	芝地区では防犯灯が計292基（平成28年3月現在）設置されているため、今後とも防犯灯の建替え需要に応える必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区においても同様の行政サービスが提供されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	私道防犯灯は、地域の防犯灯を含め、私道の利用者が夜間に安全かつ円滑に歩行できるように設置しています。 区道にある道路照明に準じた施設で、防犯灯が損傷や老朽化により不具合が発生すると、夜間照明が確保されなくなってしまう、区民生活に与える影響が大きいため、区が関与して事業を実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	防犯灯の設置、撤去は防犯灯を管理する町会又は自治会からの申請となるため、年度により申請件数に変動があります。 現在設置されている防犯灯の光源を、省エネ化の視点で面的に蛍光灯から低消費電力のLED器具に更新していく場合は、導入の考え方を整理する必要があります。また、LEDの更新を面的に更新していく場合は財政負担を伴うこととなります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	私道防犯灯の電気料、修理代などの助成は、各地区協働推進係で実施しており、防犯灯に関する行政窓口が2分化されてしまっているため、区民に分りやすい事務処理となるように検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	老朽化により防犯灯がの転倒の危険や夜間照明が確保されないなど、区民生活に与える影響が大きいため、事業を継続する必要があります。
② 効果性	4	補助を行うことにより私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性も向上するため、投入経費に見合った効果が得られています。（過去3年間は補助金助成実績なし。）
③ 効率性	4	長年に渡り町会等に浸透した事業となっていることから効率性としては問題がない。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	町会・自治会からの要望が強いため、今後も継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	芝地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所 管 課 長	芝地区総合支所まちづくり担当課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(5) 住民、事業者、行政の多層的なパートナーシップでまちをつくる		
施 策 名	① 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民等による地域発意の活動を支援し、自主的なまちづくりを推進することを目的とします。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり相談：区民等 ・まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 ・まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会：登録団体 1団体、未登録団体 1団体 (区民の発意でまちづくりに関することを自主的に考える団体として区に登録している団体と将来登録する予定の団体としてまちづくり相談をしている団体があります。) ・まちづくりコンサルタント派遣：5件 (まちづくりについて区に登録されたコンサルタント(都市計画や建築の専門家)を派遣し、専門家から助言、指導を行います。)
根拠法令	港区まちづくり条例及び施行規則(平成19年10月1日施行)、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱(昭和60年4月1日)、港区まちづくり活動助成要綱(平成20年4月1日施行)

事業の成果												
指 標	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	3	2	66.7%	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	15	5	33.3%
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	10	5	50.0%
平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度	10	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	港区まちづくり条例を活用した住民発意のまちづくり活動について、関心を寄せている方からの問い合わせは年々増加しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,624	1,624	0	0	0	0	0	0	1,624	137	8%
平成28年度	1,416	1,416	0	0	0	0	-515	0	901	130	14%
平成29年度	512	512	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	コンサルタント派遣のための報償費や活動助成金については、区の基準による単価を採用しており、コストの削減は難しい状況です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	まちづくり活動を行う際には、課題の洗い出しや課題整理・解決策検討などに対して専門家のアドバイスが必要であり、また、資料の印刷費など団体のまちづくり活動を地域に周知するための経費もかかることから、今後も事業の継続が望まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例 特別区10区制定 ・まちづくり推進要綱 特別区1区制定 ・専門家の派遣及び助成制度 特別区11区有
区関与の必要性（実施する必要性）	区民からまちづくり相談を受けながら、団体等の目指す活動について区としての助言・指導をしています。そのため、港区まちづくり条例に基づく区民の自主的なまちづくり活動を支えるためには、必要な制度です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	まちづくりルールに基づく継続的なまちづくり活動を展開するまちづくり組織に対し、現制度では継続した助成支援が不可能となる課題があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	今年度、まちづくり支援部で実施する「港区まちづくり活動助成要綱」の改正に協力します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民の自主的なまちづくり活動を支えるための専門家の助言や活動費の助成など、区からの支援が必要不可欠です。また、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。
② 効果性	4	区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちづくりを目指す制度として活用されており、一定の効果을あげています。
③ 効率性	4	住民が主体となって活動する組織にコンサルタント派遣・活動助成することで、効率的にまちづくりに対する気運を高めることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	港区まちづくり条例に基づく区民の自主的な活動を支えるためには必要な制度です。今後も、事業を継続し、区民が主体となって自ら考え進めることができるよう組織を支援することが必要です。
---	--

No 10

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区リサイクル団体助成	開始年度	平成 4 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(6) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施 策 名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	町会、自治会、PTA等の自主的な資源再利用運動に対し、報奨金支給、作業補助用具支給等の支援を行うことにより、資源再利用運動の発展に寄与し、ゴミ減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を図ります。
事業の対象	家庭から排出される資源を回収している、おおむね10世帯以上の区民によって構成される町会、自治会、PTA等で自主的な資源再利用を実施している団体です。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・資源再利用運動に対する報奨金の支給 (月別回収量(1kg×6円)の報奨金を、各リサイクル団体へ年2回(上期分・下期分)助成) ・資源再利用運動に必要な作業補助機材(電動式空き缶プレス機)の貸出 (空き缶プレス機の点検年1回) ・資源再利用運動に必要な作業補助用具(資源回収に必要な消耗品)の支給
根拠法令	港区資源再利用運動促進要綱

事業の成果

指標	指標1	年間回収量(kg)			指標2	リサイクル実践利用団体数			指標3	リサイクル実践世帯数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	1,280,058	1,150,828		89.9%	平成27年度	51		52	102.0%	平成27年度
平成28年度	1,150,828	1,040,324	90.4%	平成28年度	52	56	107.7%	平成28年度	10,892	11,179	102.6%	
平成29年度	1,040,324	—	—	平成29年度	56	—	—	平成29年度	11,179	—	—	

成果の概要
(指標の説明等)

リサイクル実践団体数、実践世帯数が着実に増加しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	10,060	10,060	0	0	0	0	0	0	10,060	7,443	74%
平成28年度	9,772	9,772	0	0	0	0	0	0	9,772	6,288	64%
平成29年度	11,231	11,231	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	コストを下げることによって登録団体の取り組み意識の低下が懸念されますが、報奨金単価を下げることによってコスト削減も考えられます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	町会や団体のイベントや親睦のために報奨金単価を上げてほしいという要望が出ています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	23区すべてでリサイクル団体助成報奨金の支払いを行っています。4～10円/kg 17区で作業補助用具の支給を行なっています。
区関与の必要性(実施する必要性)	リサイクル事業の普及を図るためには、住民の意識啓発や地域での取り組みが不可欠です。また、ごみの減量と関係することから公益性があり、区で実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	古くから実施している回収団体は町会が主体ですが、近年の登録は集合住宅の管理組合がほとんどで、町会・自治会の新規登録はありません。町会・自治会への周知を図り、新規加入を促す必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	特になし

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後も実践団体数の増加が見込まれますが、総体での回収量は減少しています。しかし、資源リサイクルの観点から、当事業の継続は必要です。
② 効果性	4	集団回収を行うことで、地域の実情に合った活動ができ、コミュニケーションを深めながら資源とごみの分別等、リサイクルに関する関心を高める効果を生み出しています。
③ 効率性	4	リサイクル団体活動の助成として、報奨金は有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	リサイクル実践団体が協力しながら活動することで、分別が徹底され、資源を効率よく回収できるとともに、リサイクルへの意識・関心を高めることができています。実践団体に報奨金を支出し、支援することは地域コミュニティの醸成にも寄与すると考えられます。今後もリサイクルの推進とごみの減量、地域コミュニケーション増進のため、事業を継続します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 11

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所 管 課 長	芝地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	「港区みどりを守る条例」の基準に基づき、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全します。 また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

事業の成果												
指標	指標1	指定保護樹木・樹林件数			指標2	補助金申請件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	25	25	100.0%	平成27年度	25	25	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	25	25	100.0%	平成28年度	25	25	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	25	—	—	平成29年度	25	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	地域ゆかりの樹木・樹林が保護され緑の保全が進められています。											

事業費の状況(単位：千円)												
年度	予算状況									決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
平成27年度	1,288	1,288	0	0	0	0	-3	0	1,285	1,117	87%	
平成28年度	1,273	1,273	0	0	0	0	0	0	1,273	1,115	88%	
平成29年度	1,186	1,186	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
予算・決算に関する特記事項												

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	樹木・樹林の維持管理については、多大な経費がかかることから、削減の余地はないと考えます。一部所有者から助成金の増額など見直しが要望されています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	区の保護樹木・樹林助成事業は、良好な自然と生活環境の増進に資することからニーズは根強くあります。地域ゆかりの樹木が保護され緑の保全につながるということが所有者のみならず周辺住民からも望まれており、今後も申請が増えることが予想されます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区においても同様の行政サービスを提供しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	ゆかりのある樹木・樹林は地域にとって重要な資源です。樹木・樹林の維持管理に補助金を支出することで、地域の資源を保全する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	保護樹木・樹林の剪定、落ち葉の清掃、病虫害への対応など維持管理経費の負担が大きいが課題です。また、樹木の倒木事故防止のため、保護樹木に対しても区から積極的に樹木医を派遣する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	保護樹木に対する樹木医の派遣について検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。
② 効果性	4	当事業が、民有地におけるみどりの保全策として一定の役割を担っており、所有者が保護樹木・樹林を保全するうえで有効です。
③ 効率性	4	保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保し、緑の大切さを効率的に地域に広げています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	ゆかりのある樹木・樹林は地域にとって重要な資源です。区民が大事にしてきた緑を末永く保全し保護する区の施策である「緑と水の総合計画」の基本計画に合致する事業です。区民等からの要望を取り入れた事業としても継続します。
---	--

No 12

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当		
所管課長	芝地区総合支所まちづくり担当課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	緑化の重要性や緑を大切にす意識を醸成させ、区民一人ひとりが緑に対し広く理解と認識を高めることを目的としています。
事業の対象	《植木市・園芸講座》区民 《敬老鉢植え・誕生鉢植えの配布》 対象年齢の区民のうち希望者 《グリーンバンク》 区民
事業の概要	《植木市 (芝地区・麻布地区で開催)》 苗木・草花・肥料等販売、緑の相談所及び青空園芸教室を実施しています。 《園芸講座》 緑に関する知識習得の機会として、5支所で個別に開催しています。当日は、園芸の専門家を講師に招き、園芸や緑化に関する相談も行える講座としています。 《敬老・誕生鉢植えの配布》 75歳を迎えられた方及び誕生した子供の保護者の希望者に対し、鉢植えを個別配送することにより緑に親しむ機会を設け、緑化普及啓発を図ります。 《グリーンバンク》 区民が大切に育ててきた樹木を活用できるように引取り、一時的に区の苗圃(びょうほ)に移植します。また、希望者には引取った樹木をあっせんします。
根拠法令	「港区みどりを守る条例」(昭和49年6月28日施行) 「港区みどりを守る条例施行規則」(昭和49年6月28日施行)

事業の成果												
指標	指標1	園芸講座参加者人数			指標2	敬老鉢植え配付数			指標3	誕生鉢植え配付数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	25	17	68.0%	平成27年度	150	105	70.0%	平成27年度	150	130	86.7%
	平成28年度	25	20	80.0%	平成28年度	115	138	120.0%	平成28年度	135	132	97.8%
平成29年度	25	—	—	平成29年度	115	—	—	平成29年度	135	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>区民への緑化促進・普及啓発として、5支所が連携して共通の取組を実施しています。また、緑への関心・きっかけづくりとして好評を得ている一方で、敬老・誕生鉢植えは、特定世代への配布のため、幅広い世代への緑化普及啓発効果が得られにくいという側面があります。</p> <p>(参考) 港区の緑被率は21.78%(第9次みどりの実態調査(平成28年度)による)。事業当初に比べて6.6%増加しています。</p>											

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,821	9,776	0	0	0	45	0	0	9,821	7,642	78%
平成28年度	9,196	9,161	0	0	0	35	-224	0	8,972	4,037	45%
平成29年度	2,839	2,804	0	0	0	35	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	当初予算額について、平成26年度から平成28年度まで「界わい緑化助成モデル事業」を実施し、事業完了より、平成29年度に減額しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	事業内容については、平成21年度から各事業とも経費の見直しを行うなど、事業内容の見直しを実施してきました。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	行政が実施していることからの安心感、そして区事業に対する共感により、区の緑化普及啓発事業へのニーズは根強くあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	・園芸講座類似事業 21区実施 ・敬老/誕生鉢植え 誕生鉢植えのみ練馬区で実施(区施設で配布) ・植木市 12区実施(展示会などを含む) ※「都・区市町村自然環境行政概要」による(東京都環境局)
区関与の必要性(実施する必要性)	行政が実施していることによる安心感、そして区事業に対する共感により参加している人が多く、この事業により緑化に関心と機会を得る人が多いため、公益性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 緑化普及啓発の効果を高められるよう、事業の見直しを行ってください。
事業の課題	・園芸講座や植木市などは好評であり、緑に接する機会として普及啓発に一定の効果をあげていますが、園芸講座は講座内容が初心者向けに偏っており、知識取得の場として対象を広く改善する余地があります。 ・敬老鉢植えや誕生鉢植えの配布は記念品としての意味が強く、さらに特定世代のみへの配布であり、効果が得られにくいという側面があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	時代の変化に対応するため、支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直す必要があり、緑化普及啓発事業の再構築を検討いたします。具体的には、特定世代への鉢植えの配布を止め、多くの世代の方が、自主的に緑を増やし緑に対する意識が高まるよう、既存事業の質を高め、見直しを進めていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	3	緑化普及啓発は区の責務であり、今後も区民ニーズや要望は見込まれるため、事業の継続は必要です。
② 効果性	3	実施内容の検討など5支所の連携・協力によりおおむね目標を達成しています。一方で、敬老・誕生鉢植えの配布は、特定世代への配布であるため、幅広い世代への効果が得られにくい側面があります。
③ 効率性	3	幅広い層の区民に対し、網羅的に緑化普及啓発の意識を醸成できるような仕組みづくりが必要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	【改善の概要】 ・敬老・誕生鉢植えの配布を廃止します。 ・支給ではなく参加型の事業の充実や目にふれる緑の増加に向けて事業内容を見直し、緑化普及啓発事業の再構築を検討します。 植木市は、緑に接する中で緑への関心を高めるきっかけづくりとして、毎年600名を越す方々が来園しており需要があります。また、園芸講座は、緑に興味を持つ方はもとより、これまで受講され、さらに知識取得のため度々参加されている方もいるなど、一定の需要があり、緑化普及の有効な手段となっていることから継続します。 一方、誕生鉢植えや敬老鉢植えの配布数は、人口増加により配布を希望する方が増えているものの、特定世代のみの配布であるとともに記念的要素が強く、幅広い緑化普及啓発効果が得られにくいいため、廃止とします。 今後は、植木市や園芸講座をより一層の多世代への関心を高める内容にするとともに、初心者だけでなく経験者の緑化知識取得の場としても利用できるような充実させ、区民一人ひとりが緑化への意識を醸成しながら、地域における緑化への取組に繋がりを、誰もが緑化に親しめるよう事業の転換を図っていきます。

No 13

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 18 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事業の概要	<p>みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芝地区管内におけるたばこに係る苦情・相談対応 ○みなとタバコルールの周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会が年10回実施する「芝地区クリーンキャンペーン」にお いて、地域団体、事業者等と協働及び連携して行う「みなとタバコルール」の啓発活動 ・芝地区内の各所に路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置 ・芝地区内の「公園・児童遊園・緑地」へ喫煙禁止プレートや喫煙禁止立看板を設置 ・巡回指導員・重点指導員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施 ○芝地区管内の指定喫煙場所の設置・管理・環境改善
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例・条例施行規則

事業の成果												
指 標	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	214	187	114.4%	平成27年度	10	13	130.0%	平成27年度			
平成28年度	187	240	77.9%	平成28年度	13	17	130.8%	平成28年度				
平成29年度	240	—	—	平成29年度	15	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>指標1 苦情相談件数 ・苦情相談件数増加の要因は、健康意識の高まりや、「みなとタバコルール」の周知を多面的に行った結果、多くの区民等にルールが浸透したことによる増加と考えられます。</p> <p>指標2 指定喫煙場所設置箇所数 ・4箇所増の内訳は、「港区屋内喫煙所設置費等助成制度」を活用した屋内型の指定喫煙場所3箇所、民間事業所内に設置された屋外型の指定喫煙場所1箇所です。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	42,489	42,489	0	0	0	0	0	0	42,489	42,214	99%
平成28年度	34,245	34,245	0	0	0	0	0	0	34,245	33,866	99%
平成29年度	34,266	34,266	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会が主催する「芝地区クリーンキャンペーン」へ参加する事業者（年間延べ4,000名以上が参加）に「みなとタバコルール」の普及促進活動を行うなど、より効果の高い啓発活動を行っています。また、指定喫煙場所の設置、移設等をたばこ製造事業者と共同で行い、関係機関と協力の上、事業を実施しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	みなとタバコルールの啓発・周知の強化及び歩行・路上喫煙者や灰皿を設置している事業所等に対する指導の強化を求める声があります。また、喫煙者からは指定喫煙場所の増設の要望があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	条例による規制をかけず、マナー問題として啓発活動を実施している自治体と、路上喫煙・ポイ捨てに関する条例を制定し、過料を科している自治体に分けられます。（例 千代田区：20,000円以下の過料）
区関与の必要性（実施する必要性）	区民、事業者、来街者など、総合的な周知・啓発による推進が必要なため、今後も区が率先して区民・事業者等と連携し、事業を推進する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	「港区環境美化の推進及び喫煙に関する迷惑の防止に関する条例（平成26年7月1日施行）」施行後、道路などの公共の場所に隣接するコンビニ店などに設置している灰皿の撤去は進みましたが、たばこ販売が主な収入源であるたばこ店は、売り上げ減を理由に灰皿撤去に応じない店が何店もあります。また、指定喫煙場所の利用者が増えたため、指定喫煙場所の環境改善（エリア拡張等）が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	条例違反となる灰皿については、巡回指導員・重点指導員を効果的に活用し、改善していきます。また、指定喫煙場所の環境改善（エリア拡張等）については、環境課、土木施設管理課、警察等、関係機関と協議・連携して推進していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後の社会情勢、区民ニーズ等から継続して実施する必要性は高いです。また、継続して普及啓発を行うことが「みなとタバコルール」の浸透、ひいては港区におけるマナー向上に繋がります。
② 効果性	4	地域との協働で行う「芝地区クリーンキャンペーン」、巡回指導員・重点指導員による指導・啓発等により、「みなとタバコルール」は着実に浸透してきています。
③ 効率性	4	社会における健康意識の高まりや、清潔な生活環境の整備の観点から、「みなとタバコルール」を推進する本事業は現在の社会情勢と一致しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	○区に寄せられるたばこに関する苦情は、全体の苦情の中でも毎年上位を占めていることも踏まえ、平成29年度から巡回指導の委託業務内容を刷新し、地域の現状に合った効果的な巡回指導・啓発を進めていく等の対応を行っています。また、地域の方々と協働で行う「芝地区クリーンキャンペーン」を積極的に支援し「みなとタバコルール」の周知・啓発を推進していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	○2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、既存指定喫煙場所の環境改善や屋内指定喫煙場所の設置を推進していきます。

No 14

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区環境美化啓発	開始年度	平成 10 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成10年4月施行)に基づき、区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指す。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃用具の貸し出し (個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し) ○みなとタバコルールその他環境美化にかかる啓発用プレート等の作成と設置 (老朽化した啓発プレート等の取替、啓発を強化する場所等への新規設置) ○環境美化推進員の委嘱 ○清掃グッズの作成、キャンペーン事業等の実施を行う。
根拠法令	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

事業の成果												
指標	指標1	環境美化推進員活動回数			指標2	環境美化推進員登録人数			指標3	清掃用具貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	124	87	70.2%	平成27年度	625	655	104.8%	平成27年度	30	20	66.7%
	平成28年度	87	426	489.7%	平成28年度	655	807	123.2%	平成28年度	20	18	90.0%
平成29年度	426	—	—	平成29年度	807	—	—	平成29年度	18	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	啓発活動や区民、事業者等への清掃活動等の支援を行うことにより、在住、在勤、在学等港区にかかるすべての人に対し、清潔できれいな港区への意識付けに一定程度寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,355	4,355	0	0	0	0	0	0	4,355	3,721	85%
平成28年度	5,268	5,268	0	0	0	0	0	0	5,268	4,026	76%
平成29年度	3,551	3,551	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	用具在庫数以上の貸し出し申請や、用具の破損等がなければ、ごみ袋等の消耗品以外は在庫の範囲内で貸し出しを行うため経費はさほどかかりません。ごみばさみは、破損しにくく丈夫な金属製のものを使用しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	多数の団体が自主的に地域清掃など地域環境美化のための活動を実施しており、今後もその要望は一定程度見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	江東区では、区民の中から公募で選ばれたボランティアの「まちきれ条例推進委員」が「江東区みんなでまちをきれにする条例（まちきれ条例）」の普及啓発・実践活動として、清掃活動、ミニ駅頭キャンペーン、事業者訪問などを行っており、ミニ駅頭キャンペーンは平成29年度に計30回の実施を予定しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	条例に基づいた、区、区民等及び事業者の連携による地域環境美化のための取組みであり、対象者が安心して活動できるという観点からも公益性が十分にあります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	○清掃用具の貸出し時の運搬について、支所によってばらつきがあります（芝では運搬していません）。 ○清掃ボランティアによって出たごみの回収方法については、知らない団体が多いため、周知が必要です。 ○貸し出し申請がない期間に用具を保管しておける庁舎内のスペースが狭小です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	一定の時期に申請が集中するため、重複しないように調整するなど適正な事務執行が求められます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	一定の区民需要があり、新規の申請も年々増加しているため継続の必要性があります。
② 効果性	4	制度を活用している団体に偏りはあるものの、地域環境美化のための活動を支援する上で清掃用具の貸し出しは妥当であると考えられます。
③ 効率性	4	清掃用具の貸出し、環境美化推進員の委嘱、啓発プレートの掲出により、地域環境美化への取組みへの意識づくりに一定程度寄与しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	一定の区民需要があり、新規の申請も年々増加しているため継続の必要性があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 15

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区環境改善	開始年度	平成 13 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(9) 環境に対する意識を高め行動する		
施 策 名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	増えすぎたカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	カラスの威嚇、襲撃を受けている区民、在住在勤者等
事業の概要	芝地区管内のカラス巢等撤去業務（一軒家、管理組合のない集合住宅、管理者のいない神社仏閣の敷地、私道） ①カラスの巢の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分 ④防鳥ネットの配布
根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

事業の成果												
指 標	指標1	カラス被害苦情件数			指標2	カラス巢撤去件数			指標3	カラス(ヒナ)回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	16	10	62.5%	平成27年度	3	0	0.0%	平成27年度	3	1	33.3%
	平成28年度	13	10	76.9%	平成28年度	2	0	0.0%	平成28年度	2	0	0.0%
平成29年度	10	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	2	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	苦情相談が寄せられた際は専門業者の紹介等を行っているため、結果としてカラスの巢撤去、ヒナの回収件数実績はほとんどない状態です。今後も個々の状況に応じた案内や処置を行います。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	94	94	0	0	0	0	0	0	94	4	4%
平成28年度	94	94	0	0	0	0	-8	0	86	0	0%
平成29年度	94	94	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区では緊急的に捕獲したカラスを処理するや巣の撤去を行うための機材等が無いため現状で行っている造園業者への委託が最善の策と考えます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	カラスから威嚇を受けるという苦情が寄せられています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	各自治体でも同様の事業を行なっています。 また、各区ではカラスのゴミをあさる事を防止するため、ゴミの早朝収集、防鳥ネットの無料配布を行っています。早朝収集は繁華街を重点的に行っている区が多いようです。(港区では清掃事務所の取組みで新橋、六本木、赤坂の3か所で30分程度早く収集を行っています)
区関与の必要性(実施する必要性)	巣やヒナの撤去が必要な事情がある場合については、区で実施するべきであると考えます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	緊急対応で業者に巣の撤去等の委託をせず、都から許可を取り独自に撤去、回収を行なっている支所があります。今後、各総合支所の担当者と協議し検討していきます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	増えすぎたカラスを減らすことはできないので、カラスによるごみ散乱防止のため、ごみの出し方の適正化を進めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	撤去に至る件数は少ないが、カラスによる人的被害への対応は必要です。
② 効果性	4	執行の実績を見ながら対応や予算を決めていくことが必要です。
③ 効率性	4	区民の方からの要望を受けその要望(不安)を解消できる事業であるため実施体制は妥当と思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	例年、一定数の相談件数があり、区による撤去の必要な緊急性のあるケースが見込まれるため、今後も実施していく必要があると考えます。
---	---

No 16

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(10) まちづくりを進めるコミュニティを形成する		
施策名	① コミュニティに配慮したまちづくり		

事業概要	
事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等との連携により、地域の防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりをめざします。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	<p>○事業の概要 芝地区生活安全・環境活動推進事業は、条例に基づく地区（各総合支所管内）ごとの生活安全活動及び環境美化活動を推進するための、「各地区生活安全・環境美化活動推進協議会」のうち、芝地区の生活安全・環境美化活動推進協議会で実施する事業</p> <p>○構成団体 生活安全活動・環境美化活動の推進、地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA関係、民生・児童委員、本事業の目的に賛同する企業・団体・個人による委員をもって構成</p> <p>○各種活動支援 地域の課題に応じた生活安全・環境美化に関する各種キャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等による活動を支援</p>
根拠法令	安全で安心できる港区にする条例、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例施行規則

事業の成果												
指標	指標1	活動回数（パトロール含む）			指標2	協議会等が実施する活動人数延人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	10	10	100.0%	平成27年度	3,243	3,885	119.8%	平成27年度	2	2
	平成28年度	10	10	100.0%	平成28年度	3,885	4,297	110.6%	平成28年度	2	2	100.0%
	平成29年度	10	—	—	平成29年度	4,297	—	—	平成29年度	2	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	地域の課題に応じ、より効果的な啓発方法を協議しています。また、年間を通じてキャンペーン等啓発活動を協働して実施し、住みやすい地域づくりに寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,706	1,706	0	0	0	0	0	0	1,706	1,510	89%
平成28年度	6,773	6,773	0	0	0	0	0	0	6,773	5,747	85%
平成29年度	7,403	7,403	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	キャンペーン参加者への記念品やキャンペーンで使用する用具等の在庫状況をきちんと把握し、無駄なく活用しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	環境美化推進活動に偏って運営している現状に対し、生活安全の活動を増加させてほしいとの要望があったため、生活安全推進担当及び地域団体と連携し、落書き消し活動を実施しています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	新宿区では、「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」として、清掃活動や駅頭でのPR活動、張り紙等の撤去、道路の不正使用防止パトロール等を実施しており、平成29年度は24回の活動を予定しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	現在は、事務局である区が協議会を全面的に支援する形でキャンペーンを運営しています。参加者用の記念品の用意や清掃用具の準備など、協議会だけでは補いきれない部分が多く、継続して支援する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	○年に10回のキャンペーンで毎回新規参加企業が増加するなか、そこでできたつながりをどのように活かし、いかに地域間交流を促進させるかが課題です。 ○キャンペーン参加者が年々増加傾向にあるため、集合場所の確保が課題です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	キャンペーン参加人数に比例して、参加者の役割分担の割り振りや記念品の準備など事務局の負担も増加しています。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	参加者数が年々増加しているため、ニーズは十分にあり、継続の必要があります。
② 効果性	4	地域の防犯に対する取組みは今後拡大の余地がありますが、環境美化推進に対する取組みは着々と拡大してきています。また、新規参加団体の増加により、地域のつながりも少しずつ広がっていることから、効果性の高い事業と言えます。
③ 効率性	4	300人前後もの在勤者を含めた地域の方々が実際に顔を合わせてキャンペーン活動することは、地域の連携により安全で安心なまちをつくるために効率性が高い事業と言えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	参加者数が年々増加しているため、ニーズは十分にあり、継続の必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 17

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区町会等活動支援	開始年度	昭和 52 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(13) コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支援する		
施策名	① コミュニティ活動に取り組む多様な主体の支援		

事業概要	
事業の目的	町会・自治会活動経費、町会・自治会所有の掲示板設置等に伴う経費、町会・自治会会館の建設等に要する経費、地縁による団体として認可されるために要する経費に対して一部補助金を交付し、町会・自治会が自主活動を円滑に行うことができるよう支援することを目的とします。
事業の対象	芝地区内町会・自治会等 (79団体(うち3団体休会))
事業の概要	<p>【町会等活動支援】 町会等の設立、運営等の支援、町会・自治会連合会の運営への協力、町会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布、町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈、その他表彰推薦、地域活動補償制度に係る経費により町会等の支援をします。</p> <p>【町会等補助金】 町会等と連絡をとり、町会相互及び区と町会のコミュニケーションを図り、活動を支援するとともに、町会等の活動費等に補助金を交付します。</p> <p>【町会等組織活性化補助】 町会・自治会が、町会会館の建設・修繕等経費や地縁団体としての認可を受けるための経費、町会掲示板設置経費など、長期的に安定して自治組織として運営できるよう経費の一部を補助します。</p>
根拠法令	町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準、港区地域活動補償制度取扱要綱、港区町会等補助金交付要綱、港区町会等掲示板設置補助金交付要綱、港区認可地縁団体補助金交付要綱、港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	町会・自治会 会員数(世帯)			指標2	団体活動費補助金 交付額(単位:千円)			指標3	防犯灯等維持費補助金 交付額(単位:千円)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	8,618	8,451	98.1%	平成27年度	13,572	13,243	97.6%	平成27年度	2,649	2,607	98.4%
	平成28年度	8,451	8,309	98.3%	平成28年度	13,243	12,946	97.8%	平成28年度	2,607	2,511	96.3%
	平成29年度	8,309	—	—	平成29年度	12,959	—	—	平成29年度	2,511	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>団体活動費補助金については、昨年度より補助金申請団体が減った(1団体休会・1団体未申請)ため、実績額が減額となりました。防犯灯維持費補助金については再開発等の理由で防犯灯を撤去した町会・自治会が存在したため、若干の減額となりました。交付額が減ったとはいえ、祭りや防災訓練など一定水準の町会活動を維持していく上では必要不可欠な補助金であり、今後も多くの需要が見込まれる事業です。</p>											

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	18,490	18,490	0	0	0	0	0	0	18,490	17,297	94%
平成28年度	18,207	18,207	0	0	0	0	0	0	18,207	16,492	91%
平成29年度	17,905	17,905	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	都の補助金制度や支援制度の紹介を年2回の町会・自治会連絡会、町会訪問時に行い、活用を勧めています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	防犯灯等維持費補助金については、商店街灯も補助の対象としていますが、補修費補助金については補助の対象外です。しかし商店会から、商店街灯の補修について相談が寄せられており、簡易な補修については町会の防犯灯と同様、補助の対象とする要望があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	都内15区が団体活動費補助金交付を実施（対象となる経費は様々）しています。防犯灯等維持費及び補修費補助金は13区が実施しています。但し、補助率、交付額等は各区で異なります。 ※平成22年実施アンケートより（19区回答）
区関与の必要性（実施する必要性）	町会・自治会等は地域の住民組織であり、基礎自治体である区が事業を実施し、決め細やかな対応をすることが効率的であり有功です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	町会に対する関心の低下から、特に若い世代の町会加入数が伸び悩んでおり、会員数減少につながりかねません。区として町会に働きかけ、加入促進を進めていく必要性があります。また、並行して町会員の担い手育成に協力していく必要性があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	補助金書類や区からのお知らせなど町会・自治会長の負担が増加しています。会長への連絡や書類送付はなるべくまとめて行うなど、職員同士の情報共有が必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	町会・自治会等による地域の自主的な活動を支援し、区民生活に寄与するために、今度も事業の継続が必要です。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	必要に応じて柔軟に対応しており、効率的に事業を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	町会・自治会の活動は、安全・安心な地域づくりや地域の活性化に非常に重要です。町会・自治会の安定した活動の支援は不可欠なため、事業の継続実施は必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No	18	平成29年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	芝地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度	
所 属	芝地区総合支所協働推進課地区政策担当			
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長			
基 本 政 策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる			
政 策 名	(14) 地域活動情報を共有化する			
施 策 名	① 地域活動に関する情報基盤の整備			

事業概要	
事業の目的	地域の活動・取組みや、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを発掘・紹介し、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的とします。
事業の対象	地区在住・在勤・在学者
事業の概要	<p>公募により参加した編集委員が、地域の話や、地域で活動している人々について取材及び原稿作成を行っています。作成原稿と芝地区総合支所からのお知らせをタブロイド版8ページ立てにまとめ、年間4回発行しています。</p> <p>港区では5地区で同事業を実施しています。23区では各区が区全体を網羅する広報紙を発行しています。</p>
根拠法令	無し

事業の成果												
指標	指標1	地域情報誌の発行回数			指標2	地域情報誌の発行部数			指標3	地域情報誌の配布箇所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4	4	100.0%	平成27年度	30,000	30,000	100.0%	平成27年度	200	204	102.0%
	平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度	30,000	30,000	100.0%	平成28年度	210	225	107.1%
	平成29年度	4	—	—	平成29年度	30,000	—	—	平成29年度	230	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>これまでに計42号を発行し、認知度は大変高まっています。</p> <p>当初、4頁立て発行部数25,000部で開始したのち徐々に拡大し、平成28年度実績は8頁立て発行部数30,000部です。</p> <p>地域情報を発信し、地域を活性化させる手段として引き続き有効な手段であると考えます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	6,897	6,897	0	0	0	0	0	0	6,897	6,810	99%
平成28年度	7,302	7,302	0	0	0	0	0	0	7,302	6,606	90%
平成29年度	7,828	7,828	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等

コスト削減の工夫・余地	平成28年度より、更に効果の高い紙面作りを行うため、企画・編集業者の決定を従来のプロポーザル方式選考から入札による決定へ変更しました。業者変更による引継ぎやデータの移行、編集委員との連携構築を年度末から年度当初にかけて、適切かつ正確、丁寧に実施する必要があります。	
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	記事に関する要望・意見はあまり寄せられていませんが、区民や団体、事業所から取材テーマに関する情報提供が年々増加しており、地域情報誌の認知度や区民に対する効果が向上しています。	
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内では、区より小さい枠組みでの地域情報誌発行事例はありません。	
区関与の必要性（実施する必要性）	地域情報を公共性・公平性等の視点に配慮し、適切に発信していく必要があるため、民間等ではなく区が主体となり発行することが必要です。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	編集会議では、公平で偏りのないテーマの選択や幅広い内容の記事づくりを念頭に、構成を慎重に協議することが必要です。	
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	印刷委託業務の仕様書の一部を、他業務委託先との連携を図り、実務に即した内容へ修正する必要性を検討する予定です。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	全戸配布方式により、芝地区在住者にはあまねく行き渡り、また各施設等に設置することで在勤・在学者等にも手に取りやすい地域情報誌は、地域情報を定期的かつ確実に伝える手段として、必要性の高い事業です。
② 効果性	4	公募による編集委員が多くの頁を取材・執筆し、芝地区在住・在勤・在学者に対して地域に密着した情報やまちの魅力を適切に紹介している誌面は、情報の発信者と受信者双方の満足度が高い内容になっています。
③ 効率性	4	企画・編集から各戸配布業務を含めた総事業決算額を総発行部数で除した発行単価は約50円であり、経費は概ね妥当と考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	全戸配布方式により、芝地区在住者にはあまねく行き渡り、また各施設等に設置することで在勤・在学者等にも手に取りやすい地域情報誌は、地域情報を定期的かつ確実に伝える手段として、継続実施すべき事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 19

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	芝地区地区組織活動助成	開始年度	平成 17 年度
所 属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所 管 課 長	芝地区総合支所協働推進課長		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政 策 名	(20) 健やかな子どもたちの「育ち」を支える環境を整備する		
施 策 名	① 子どもへの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要

事業の目的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動に対し、事業の実施に伴う経費を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事業の対象	芝管内母の会（愛宕母の会、海岸地区連合母の会※休会中）
事業の概要	母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための費用等を助成します。 【補助対象経費】 ①活動指導者謝礼 ②研修会、講習会等実施に伴う講師謝礼 ③青少年育成事業に係る消耗品等
根拠法令	母の会に対する助成要綱

事業の成果

指 標	指標1	助成団体数			指標2	事業実施数			指標3	事業実施における青少年参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度	300	230	76.7%
平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	300	305	101.7%	
平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度	300	—	—	

成果の概要
(指標の説明等)

事業実施における青少年の参加者数が安定して見込まれるため、事業への助成が青少年の健全な育成と、活動に対する地域住民の意識向上に寄与していると考えられます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	95	95	0	0	0	0	0	0	95	78	82%
平成28年度	92	92	0	0	0	0	0	0	92	79	86%
平成29年度	92	92	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	要綱では、研修会や講習会等実施に伴う講師謝礼（報償費）も助成するとしているところ、講習会は数年に一回の間隔で東京都母の会連合会と合同実施しているため、母の会と連携を図り、実施予定の前年度に予算要求することで対応可能です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	青少年の健全な育成のために、地域に根ざした活動に対する支援の要望は高く望まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも同様の助成事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	青少年の健全育成に貢献する「母の会」は地域団体として重要であり、その育成を図り、継続的に支援することは必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	団体の実施する事業は定着する一方、固定化しています。また、団体構成員の高齢化が進んでいるため、今後団体の活性化が課題です。団体との連携を図り、事業内容への相談等の対応が求められます。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	母の会の活動支援が現在は年に一度のみであるため、区と母の会の関わりをより深め、青少年の健全な育成に努める必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	青少年の健全育成に貢献する「母の会」は地域団体として重要であり、その育成を図り、継続的に支援することは必要です。
② 効果性	4	指標の達成率は優良です。
③ 効率性	4	団体の実施する青少年の健全育成活動の事業計画及び実績報告に対し、経費の一部を助成することは効果的かつ効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	社会情勢の変化に伴い、事業実施以来、青少年を取り巻く環境の改善は、ますます難しくなっています。地域の青少年の健全な育成を見守る母の会の活動は、今後も継続的に支援する必要があります。
---	--

No 20

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	芝地区動物相談・指導	開始年度 平成 14 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係	
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める	
施策名	⑧ 快適で安心できる生活環境の確保	

事業概要	
事業の目的	猫の不妊去勢手術費用の一部を助成し、飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の良質な生活環境づくりを推進します。
事業の対象	区内に居住、又は勤務している、飼い主のいない猫保護管理者（地域猫ボランティア）
事業の概要	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の一部助成を行います。 地域での動物関係の苦情相談を受け、内容によっては生活衛生課および他部署と連携して対応します。
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例 港区猫の去勢・不妊手術補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	不妊去勢手術の助成件数			指標2	苦情相談件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	120	48	40.0%	平成27年度	50	52	104.0%	平成27年度			
	平成28年度	120	12	10.0%	平成28年度	50	18	36.0%	平成28年度			
平成29年度	100	—	—	平成29年度	50	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>飼い主のいない猫をはじめ、動物に関する苦情相談が減少します。 動物に対する関心が高まり、動物愛護の考え方が浸透することで、人と動物の共生する地域社会へ近づいていきます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	890	890	0	0	0	0	-365	0	525	371	71%
平成28年度	890	890	0	0	0	0	-163	0	727	84	12%
平成29年度	734	734	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	他の総合支所を含めて補助金の申請は多く、予算を減らすことは難しいと考えます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	動物に関する普及啓発は全ての区で取り組みをしています。 また、猫の不妊去勢手術の費用の助成は特別区で22区が実施しています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	動物に関する普及啓発は全ての区で取り組みをしています。 また、猫の不妊去勢手術の費用の助成は特別区で22区が実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	他の特別区でも同様の事業を実施しています。 区民に対する基本的な啓発事業は、区が直接実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	・本事業の効果を確実にするためには、捨て猫対策（主に啓発）が必要です。 ・飼い主のいない猫に対して適切な管理を行っていない地域において、猫の不妊手術をどのように実施するかが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	飼い主のいない猫を減らすために、より積極的な啓発と事業の周知を行う必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	今後も継続して行うべきと考えます。
② 効果性	4	少しずつ効果が発揮されています。
③ 効率性	5	助成の手続きに関して、効率よく行うことができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	動物関係の苦情相談を減少するためには、正しい知識を普及するための地道な啓発活動が重要です。また飼い主のいない猫対策には、猫の不妊去勢手術の実施が求められます。 啓発手法の検討を進め、効率のいい啓発を進めていく必要があります。
---	---

No 21

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	芝地区老人クラブ助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係		
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活支援をする		
施策名	② 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とする。
事業の対象	芝地区内の老人クラブ
事業の概要	芝地区内の老人クラブが活動を実施するための経費の一部を助成する。 【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定する。 【助成対象経費】 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動（助成金の対象外経費 ①交際費②酒類等の食料費③その他不相当と認める活動） 【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金の交付決定及び支出等を行う。
根拠法令	老人福祉法、港区老人クラブ活動助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標	平成27年度	15	15	100.0%	平成27年度	886	887	100.1%	平成27年度	2,772	2,486	89.7%
	平成28年度	15	15	100.0%	平成28年度	887	883	99.5%	平成28年度	2,486	2,093	84.2%
	平成29年度	15	—	—	平成29年度	883	—	—	平成29年度	2,093	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	老人クラブの会員数は前年度と比較すると減少していますが、老人クラブの活動に一定程度寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,220	5,220	0	0	0	0	0	0	5,220	4,913	94%
平成28年度	5,220	5,220	0	0	0	0	-290	0	4,930	4,914	100%
平成29年度	5,220	5,220	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	助成金申請及び実績報告書類提出に際し、全クラブに対し説明会及び個別面接による受付を行うことにより、適切な周知と厳正な審査を実施し、適正な補助金の支出に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	芝地区の高齢者人口は年々増加し、平成34年度には7千5百人弱が見込まれるため、現在の人口に対するクラブ加入率で仮定すると900人となり、加入対象者の増加が考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	老人福祉法第13条第2項に基づき、他の地方時自体においても同種の助成金制度を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	老人クラブに対する助成は行政が行うため、代替性はありません。具体的な活動支援については、老人クラブ連合会(自主団体)が行っています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	芝地区の老人クラブ加入者数は12パーセント程度であり、今後も広報等により未加入者に対しての加入促進を継続して図る必要があります。また、老人クラブの会員の高齢化が進んでおり、活発な活動が困難、また役員の担い手が不足している老人クラブも見受けられます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	書類の煩雑さが課題であり、老人クラブ側の負担軽減を図る必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	活動助成は老人クラブ活動の基礎となっており、実施する必要があります。
② 効果性	4	会員数および活動回数は減少傾向にあり、課題はありますが、指標は全て80パーセントを超える達成率となっています。
③ 効率性	4	予算額に対し、執行率が90パーセントを超えています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	活動助成は、老人クラブ活動の基礎となっており、継続が必要です。
---	---------------------------------

No 22

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象	
事務事業名	区民交通傷害保険 開始年度 昭和43年度（平成14年度から各区に事業移管）
所属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係
所管課長	芝地区総合支所協働推進課長
基本政策	-
政策名	(31) 経営力を強化し、諸施策を着実に推進する
施策名	② 基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立

事業概要	
事業の目的	区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民を救済するための交通傷害保険事業を実施しています。
事業の対象	保険開始時点（毎年度4月1日）で港区に住所のある方
事業の概要	<p>民間の保険よりも少額の保険料で加入することができる交通傷害保険です。自転車、原動機付自転車、飛行機、船舶などによる交通事故に対して、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金が支払われます。また、保険料を300円上乗せして自転車賠償責任プランを付加することにより、自転車の加害事故による損害賠償金等も補償されます。</p> <p>なお、東京都で実施していた「交通災害共済事業」が平成13年度末を以て廃止したことから、平成14年度より「交通災害共済事業」の仕組みを受け継いだ現行の保険制度を実施しています。</p> <p>■募集時期：2月から3月 ■保険料：掛捨 ■保険期間：1年間（毎年4月1日から3月31日） 平成28年度募集より料金が改定されました。 （平成29年度財源内訳 報償費：232 需用費：507）</p>
根拠法令	港区民交通傷害保険事業要綱

事業の成果												
指標	指標1	区民交通傷害保険加入者数(区全体)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	6,392	6,781	106.1%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	6,781	6,644	97.8%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	6,644	6,517	98.1%	平成29年度		-	-	平成29年度		-	-	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>加入者がわずかに減少している原因として、平成28年度より保険料金が数百円値上がりしたことが考えられます。また、企業の交通傷害保険事業への参画が進んでいることも原因であると予想できます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	680	0	0	0	0	680	0	0	680	399	59%
平成28年度	847	0	0	0	0	847	0	0	847	528	62%
平成29年度	739	0	0	0	0	739	-	-	-	-	-
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	少額の保険料で幅広い交通災害に対応できる保険制度のため、区民に広く周知を図る必要があります。また、保険料の10.8%が事務取扱手数料として保険会社から区に歳入として納付されるため、効果的な周知を図り、歳入を増やすことが重要です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	通年で自転車に対する保険制度の有無を問い合わせる声があるため、今後も一定の需要が見込まれます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	特別区10区で区民交通傷害保険の加入受付事務を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	港区ほか9区で実施することにより、スケールメリットが生まれ保険料を安く抑えることができているため、区で実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	今後も少額の保険料を維持していくためには、募集時期を2か月にまとめて実施する必要があります。そのことにより募集期間外に加入希望が出ないよう、効果的な事前周知が求められています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	従来前年度の加入者に対して行う継続案内には、お住まいの地域の支所ごとの封筒を用いていましたが、次年度は事務負担の軽減のため、区民交通傷害保険用の封筒を作成し使用します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区民の生活の安定と福祉の増進を図ることは重要であり、区民からの要望も高いことから今後も事業を継続していくことは必要です。
② 効果性	5	少額の保険料で一定の交通災害に対応できるため、区民の生活の安定と福祉の増進に寄与する効果を生み出しています。
③ 効率性	4	区が区民交通傷害保険の契約者となり、区民を被保険者としてまとめる手法は、効率的・効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	少額の保険料で加入でき、自身の傷害だけでなく賠償プランも用意されている区民交通傷害保険は、継続していく必要性が高いと考えられます。 また、環境にやさしい乗り物である自転車は今後も利用者が増加されると予想されるため、区民需要も高いと判断できることから継続します。
---	---